

北上市地域公共交通会議規約

（目的）

第1条 北上市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 路線バスの廃止、変更、認可に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 北上市長
- (2) 岩手県交通株式会社
- (3) 東日本交通株式会社
- (4) 岩手県タクシー協会和賀支部が推薦する事業者
- (5) 社団法人岩手県バス協会
- (6) 岩手県タクシー協会
- (7) 北上市自治組織連絡協議会
- (8) 北上市老人クラブ連合会
- (9) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局
- (10) 市内に事業所を置く一般乗用旅客自動車運送事業の労働者で組織する団体
- (11) 岩手県交通運輸産業労働組合協議会
- (12) 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
- (13) 県南広域振興局土木部
- (14) 北上市都市整備部
- (15) 岩手県警察北上警察署

- (16) 東日本旅客鉄道株式会社
- (17) 北上商工会議所
- (18) 岩手県高等学校長協会北上支会
- (19) 北上市社会福祉協議会
- (20) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、北上市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (21) 北上市長が指名する市職員
- (22) 前各号に掲げる者のほか、北上市長が必要と認める者

(会長及び監事)

第4条 交通会議に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 監事 2名
- 2 会長は、北上市長をもって充てる。
- 3 監事は、委員の互選により選任する。

(交通会議の運営)

第5条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 交通会議の議決の方法は、十分な協議を経た後、出席者の過半数の同意をもって決するものとする。ただし、第2条第3号から第5号の事項については、予め第7条第1項における分科会における合意を得たうえで会議に諮ることとする。
- 4 前項の規定に関わらず、「地域公共交通に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議又は当該検討プロセスに基づき協議が整ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。
- 5 会議は、書面にて協議することができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 7 会議の運営上必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 交通会議の構成員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当

該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は北上市都市整備部都市再生推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長および事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、地域公共交通計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく、地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整については、当分の間、交通会議が行う。

附 則

この規約は、平成29年 5 月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 9 月26日から施行する。